

令和7年度 定期監査（保育園・学校）結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和2年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査である。

第3 監査の対象

古知野南保育園、門弟山保育園、布袋小学校、藤里小学校、北部中学校

第4 監査の着眼点

- (1) 配当予算の執行状況、消耗品等の受払いが適正に行われているか。
- (2) 備品の管理及び台帳の整備は適正に行われているか。
- (3) 施設の管理状況は適正に行われているか。

第5 主な実施内容

令和7年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等进行检查して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

古知野南保育園、門弟山保育園、布袋小学校、藤里小学校、北部中学校

(2) 実施日程

令和8年1月23日、26日

第7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められるが、以下のとおり一部で改善・検討すべき点が見受けられたので、今後これらの事項に留意し、適切な事務執行に努められたい。

なお、監査で確認された軽微な不備事項等は、是正を要望した。

【改善・検討事項】

(学校)

- ① 薬品管理簿において、一定の保存期間を経過した未利用薬品の処分を検討されたい。
- ② 備品台帳について、廃棄済みと思われる備品が掲載されていた。特に取得年月日が古い備品について、台帳の加除もれがないか確認されたい。

(保育園)

- ① 賄材料の発注について、発注から請求までの効率化を実施されたい。
- ② 物品を取得する際は、江南市物品取得事務処理要綱に基づき、物品購入依頼兼発注書を作成し、担当課（園）の決裁を得た後発注することを再認識し、事務の流れを整理されたい。
- ③ 納品書等の書類の整理方法を統一されたい。